

平成 29 年度「権利擁護センターぱあとなあ東京」研修の 変更内容のお知らせ

【倫理研修】

受講対象者を整理し、それぞれの対象にあった形態で実施します。基本的に受講番号別に研修参加日程を振り分けさせていただいておりますが、都合が合わない場合は、振替を行います。

研修参加日は別表のとおりです。

①集合型研修（年 2 回）

対象者：養成研修を 2014 年度以降に受講された会員と、現時点で未受任の会員
内 容：講師による講義受講（価値と倫理、倫理綱領と行動規範）

②演習型（年 3 回）

対象者：養成研修を 2011 年度から 2013 年度に受講された会員
内 容：綱紀案件や課題、行動規範の説明、統一事例を用いたグループ演習

③事例報告研修（年 4 回）

対象者：養成研修を 2010 年度以前に受講された会員
内 容：自身の実務における振り返り、課題、報告及びグループ討議

【後見事例検討会】

これまでと同様に、偶数月第一土曜日は区部で、奇数月第一土曜日は市部で開催されます。今年度よりスーパーバイザー（認定社会福祉士認定認証機構に登録しているスーパーバイザー、認定社会福祉士、登録のための研修を受講した会員など）を配置し、ケースの検討を有機的により深めていくことを目指していきます。また、ケース対応のスキルアップを図るとともに、情報交換や後見についての認識を深めるための会としても機能させていきます。

今年度より一回の事例検討会でのケースは 2 事例とし、事前にケースを事務局に提出していただくこととなります。

【実践報告会】

会員が自らの実践を報告する場として年に 2 回、開催します。参加者は、事例検討会とは異なり、事例の検討のための質問ではなく、報告に対しての質問を行います。事例の中身ではなく、報告者の実践に焦点をあてます。

【外部研修】

平成 29 年度から、一部の外部研修受講についても研修受講として認められることとなります。外部研修の種類や受講の申告の方法については、別途ご案内いたします。